

(入札の公告)

第98条 契約権者は、一般競争入札に付そうとするときは、その入札期日の前日から起算して少なくとも10日前に掲示その他の方法により公告しなければならない。ただし、急を要する場合には、その期間を5日までに短縮することができる。

2 前項の規定による公告は、施行令第167条の6第1項及び第2項に規定するもののほか、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 入札に付する事項
- (2) 契約条項を示す場所及び時期
- (3) 入札保証金に関する事項
- (4) 入札参加資格に関する事項
- (5) 契約が議会の議決を要するものであるときは、その議決を受けたときに本契約が成立する旨
- (6) 契約保証金及び契約書作成に関する事項
- (7) 入札の無効に関する事項
- (8) 入札執行の場所及び日時
- (9) 総合評価一般競争入札(施行令第167条の10の2第3項に規定する総合評価一般競争入札をいう。)を行おうとする場合にあっては、その旨及び落札者決定基準(同項に規定する落札者決定基準をいう。以下同じ。)
- (10) 前各号のほか、入札について必要と認められる事項

3 建設工事に係る一般競争入札の公告期間は、第1項の規定にかかわらず、建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第6条に規定する見積期間によらなければならない。